

令和8年第4回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年4月22日(水) 午前9時30分～10時40分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (8名)

1番		2番	南原	奈美子	
3番	赤崎	敬一郎	4番	濱田	誠
5番		6番	満園	和徳	
7番	山内	美千代	8番	山崎	博文
9番	坂元	兼一	10番	池山	準一

(2) 推進委員 (21名)

11番		12番	兒玉	伸一郎	13番	野間	菊昭	
14番	池之野	智幸	15番		16番			
17番	内村	正二	18番	宮田	裕司	19番	竹井	好博
20番	長福	次美	21番	田上	政喜	22番	徳留	伸一
23番	東條	好廣	24番	平島	賢一	25番	大野	恵美
26番	堀之内	睦	27番	上屋敷	守	28番	大迫	勝哉
29番	竹之内	重則	30番			31番	狩宿	悦男
32番	宮脇	純久	33番	肝付	兼久	34番	坂元	智一
35番	村上	一徳						

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山	明浩
事務局長補佐兼農地係長	後藤	博
農地係主事	中山	晴天
農地係主事	今村	圭佑
農地中間管理事業推進員	外川内	勉

4 欠席農業委員 (2名)

1番	吉留	義晃	5番	前野	浩司
----	----	----	----	----	----

5 会次第

(1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (4件)

(2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (28件)

6 その他

(1) 質問書について (1件)

事務局長 ただ今から令和8年第4回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、1番吉留委員、5番前野委員より、欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員25名のうち、11番下田委員、15番久保菌委員、16番水流委員、30番山口委員より欠席の申し出がありました。現在、21名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いいたします。

議長(会長) それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、4番濱田誠委員、6番満園和徳委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 「会務報告の朗読及び説明」

議長 ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、会務報告を終わります。

それでは、1ページから2ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(今村) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明
4-1番
所在：船木字■■■■番、畑、農振農用地区域外、429㎡、所在：船木字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、1,201㎡、所在：船木字■■■■番3、畑、農振農用地区域内、1,175㎡、売買による所有権移転
4-2番
所在：湯田字■■■■番、田、農振農用地区域内、1,313㎡、所在：湯田字■■■■番1、田、農振農用地区域内、1,058㎡、所在：湯田字■■■■番2、田、農振農用地区域内、167㎡、所在：湯田字■■■■番3、田、農振農用地区域内、143㎡、売買による所有権移転
4-3番
所在：永野字■■■■番、畑、農振農用地区域外、372㎡、売買による所有権移転
4-4番
所在：永野字■■■■番、田、農振農用地区域内、1,440㎡、贈与による所有権移転

事務局
(今村) 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。4-1番、お願いします。

事務局
(今村) 水流推進委員が本日欠席のため、事務局が代理で報告いたします。渡人のお母さんは■■■■■に住んでおられました。受人はその当時から該当地を耕作されておりました。渡人は該当地を相続されましたが、■■■■■に住んでおられ、高齢でもあり、農業を行う意思は持っておられないとのこと。そして今般、土地を売却することを決め、受人に相談されました。受人は積極的ではなかったようですが、今日までのこともあって、購入することにされたそうです。価格は近傍の相場ということ。現在も耕作されていますので、農地性、境界、用排水等、問題はあります。従って、本申請に問題は無いと判断いたします。以上です。

議長 4-2番、お願いします。

13番委員 ■■■■■さんは、農業は前からされていなくて、■■■■■君が耕作をしております。また、この先も農業はしないし、なんとか土地を売りたいということでありましたので、■■■■■君に話をしたら、最近、田んぼ、畑をけっこう買って耕作しているので、買っていいということで、話がついたようであります。この田んぼは、圃場整備地区であり、境界、進入路等、特に問題は無いと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長 4-3番、4番、お願いします。

34番委員 4-3番について、受人の■■■■■さんは、3月の総会でも出ておりましたが、住所が変更になっております。さつま町■■■■■番地2ということで、枝番が発生しております。前のとき、■■■■■さんと住所が一緒だったので、これは悪かったということでされたんだと思います。今回の案件は■■■■■さん宅の隣に畑があったんですが、その畑を買われまして、農業をしたいということで、意気込んでいます。何をしたいかといえば、みかんか、そういうものを作りたいようです。3月総会の結果を知っていらっしやいまして、伺ったら自宅にいらっしやるということでしたが、まだ、自宅にはいらっしやらなかったです。今度、決定になりましたら、帰って来て家も作ろうということになっています。ただ、この畑については、ちょっと荒れています。耕作放棄地のようになっていますが、それについては、十分理解されていますので、間違いなく、畑を作られると思っております。問題は無いと思います。よろしくお願いいいたします。

4-4番について、■■■■■さんは、この田んぼの一段上のところに自宅があります。現在もこの田んぼを耕作していらっしやいます。■■■■■さんは、おばになられますが、もし亡くなられたら、土地改良区とか、そういうところも絡んでくるから、無償で■■■■■さんに譲るみたいです。何も問題は無いと思われまますので、よろしくお願いいいたします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3

議長 条許可申請について」の 4-1 番から 4 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 4-1 番から 4 番は、許可することに決定いたしました。

次に、3 ページ、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (中山) 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 3 ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明

議長 それでは、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定を議題といたします。
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 3 件ありますので、その案件を先に審議いたします。
4 ページ、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4-4 番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (中山) 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4 ページ、4-4 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4-4 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4-4 番は、妥当とすることに決定いたします。
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、5 ページ、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4-12 番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (中山) 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5 ページ、4-12 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4-12 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意

議長

見について」の貸借権設定の 4-12 番は、妥当とすることに決定いたします。
■■■■ 委員の入室をお願いします。{■■■■ 委員入室}

次に、5 ページ、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4-15 番を議題といたします。

■■■■ 委員の退室をお願いします。{■■■■ 委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(中山)

議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5 ページ、4-15 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4-15 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4-15 番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■ 委員の入室をお願いします。{■■■■ 委員入室}

次に、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4 ページから 7 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(中山)

議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 4 ページから 7 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議題(3)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局から議案はありませんか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第 6 の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。

(なしの声あり)

事務局から、何かありませんか。

事務局
(後藤)

農業委員会に対して提出されている「質問書」について、質問の概要を説明し、回答方針を提案。

- ・提出者住所：[redacted]番地
- ・提出者氏名：[redacted]
- ・質問要旨及び回答方針案

平成 17 年及び平成 18 年に農地法 5 条許可を受けた農地（さつま町広瀬 [redacted] 番ほか）が、現在まで 20 年間にわたり事業が達成されていない。については、適正な農地管理を司る農業委員会の見解を伺いたい。

1. 事業者は「自社による店舗建設」から「土地賃貸事業で他社による店舗建設」へ計画を変更されているが、手続きを経していない。これは、「違反転用行為」に該当しないのか。

回答) 当該事業者からの経緯報告書によると平成 18 年事業計画を引き継ぎ、追加で近隣の一部土地を買収とあるため、平成 18 年 [redacted] 月 [redacted] 日付指令農振第 5 号 [redacted] で許可の申請を行う際、事業計画変更を行う必要があったと考えます。しかし、当時の許可申請書を確認すると、そのような旨の申請を行われていないことから、さつま町農業委員会としてはその事実を知りえなかったものです。

2. 20 年に及ぶ土地の放置に対する責任について

転用目的が達成されないまま放置されている状況をどのように把握していたのか。

回答) 平成 19 年 [redacted] 月 [redacted] 日 [redacted] から、平成 19 年 [redacted] 月 [redacted] 日 [redacted] からそれぞれ工事の進ちょく状況が提出され、その後も進ちょく状況の確認を依頼していましたが、当該事業者からのその後の報告の有無は確認できませんでした。

現状を把握し、違反転用行為を認識していれば、なぜ是正勧告を行わなかったのか。

回答) 事業が完成していない事実は把握していましたが、現在まで土地所有者に賃借料も支払われており、また、該当土地についても不定期ではありますが、管理をされている状況は確認しています。しかし、許可を受けた事業者とは別の事業者が事業を継承していたことは、当時、当方に協議されることもなく、当該事業者内部で行われていたことであり、把握できませんでした。

20 年間当該土地が有効利用されないことに対する監督責任をどう考えるか。

回答) 結果的に許可を行ってから、約 20 年間目的が達成されていませんが、現在まで土地所有者に賃借料も支払われており、また、該当土地についても不定期ではありますが、管理をされている状況は確認しています。ただ、事業継承については、当時、当方に協議されることもなかったため、そのことを把握できなかったことは遺憾に思います。

3. 事業者の不誠実な対応について

当該事業者との交渉の過程で、不誠実な対応が多々見られる。このような企業の主張を妥当で適切だと考えますか。

回答) 当該事業者から相談があった際、事業計画変更の手続きを行えば可能である旨説明しました。当該事業者はこれまでの経緯報告書を提出され、許可後、現在まで土地所有者に賃借料も支払われており、また、該当

事務局
(後藤)

土地についても不定期ではありますが、管理をされている状況です。そのような中、■■■■様と当該事業者とのやりとりの経緯からは、判断をいたしかねます。

4. 農業委員会の今後の見解。今後も指導や是正を講ずる考えはないか。

回答) 今回の問題提起を受け、当該事業者に対し聞き取りを行い、また現地の状況を確認し適切に対応させていただきます。

説明、提案は以上です。

なお、回答書の具体的な内容については、会長に一任としたい。

議長

ただ今の説明及び提案について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか、それでは採決いたします。

農業委員会に対して提出されている「質問書」に関する回答方針は提案のとおりとし、回答書の具体的な内容は会長に一任することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、農業委員会に対して提出されている「質問書」に関する回答方針は提案のとおりとし、回答書の具体的な内容は会長に一任させていただきますことに決定いたします。

事務局より、ほかに、ありませんか。

(ありません。)

それでは、事務局より、事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)

- ・令和8年度最適化活動の目標の設定等について(提案～協議～決定)
- ・総会等の日程表について(人事異動による変更、日程確保依頼)
- ・活動記録の徹底について(具体例紹介)
- ・3月分の活動記録について(返却、保管依頼)
- ・農家訪問アンケートの実施について(農業会議から取組依頼、様式の提供、意向未確認を無くしていく)
- ・令和7年度最適化交付金について(3/31振込、確認書の提出依頼)
- ・令和7年度の旧A分類農地について(留意依頼、4推進委員)
- ・遊休農地調査の対象地拾い出しについて(オレンジカード提出期限7/31)
- ・農業者年金加入状況について(令和8年度、1名確保)
- ・旅行積立について(3/30払済、利子は振込手数料)
- ・令和8年度農作業標準賃金表について(5月中旬に全戸配布予定)
- ・農地利用最適化推進委員の募集について(5/1～5/29)
- ・新規就農者へ提供する農地情報について(池之野地区内を希望)

事務局長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして、令和8年第4回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員